

周易正義訓讀 —— 師卦・比卦 —

野間 文史

凡例

本稿は、唐・孔穎達奉勅撰《周易正義》の訓詁訳である。

底本は、嘉慶二十年（一八一五）江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三經注疏本」を基本に、主として以下の諸本と対校して作成した筆者「校定本」を用いる。校定の根拠となる「校勘記」は、後に併せて掲載した。

䷗ 坎下
坤上 師、貞、丈人吉、无咎。

「丈人」嚴莊之稱也。爲師之正、丈人乃吉也。興役動衆、无功罪也、故「吉」乃「无咎」也。」

◎單疏本『周易正義』（宋刊遞修 北京図書館藏 北京人文科学研究所影傅氏宋本・易經集成本・中華再造善本 「單疏本」と略称。）

◎八行本『周易注疏』（宋孝宗頃兩浙東路茶鹽司刊 足利学校藏 汲古書院影印本 「足利八行本」と略称。）

◎廣島大學所藏舊鈔本『周易正義』（「広大本」と略称。）

上記諸本以外について、また阮元校勘記以後の校勘記については、拙論「廣島大學藏舊鈔本『周易正義』攷附校勘記」（廣島大學文學部紀要）第53巻特輯号1 一九九五年 後『五經正義の研究』所収）を参考されたい。

本稿の本文は校定した經・伝・注（王弼注〔〕内）・疏文とその校勘記、訓読文の順である。

所標起止、較今本爲省文。後皆放此。

〔注丈人嚴戒之稱也〕

〔阮校〕

〔補〕毛本「戒」作「莊」。○毛本に従う。ちな

みに單疏本・広大本・足利八行本は「注丈人至乃无咎也」に作る。

〔而有其罪〕 ○諸本「而獲其罪」を作るが、單疏本・広大本・足利八行本

が「而有其罪」を作るのに従う。

師の貞は、丈人にして吉、咎无し。

〔「丈人」は嚴莊の稱なり。師爲るの正は、丈人にして乃ち吉なり。役を興し衆を動かすに、功无きは罪なり、故に「吉」にして乃ち「咎无き」なり。〕

〔疏〕「師貞丈人吉无咎」。

○正義曰、「師」は衆なり。「貞」は正なり。「丈人」は嚴莊尊重の人を謂ふ。言ふこころは師爲るの正は、唯だ嚴莊なる丈人の監臨して主領するを得てのみ、乃ち「吉にして咎无き」を得るなり。若し丈人の之れを監臨するを得ざれば、衆は畏懼せず、衆を齊ふる能はず、必ず咎害有るなり。

○注の「丈人嚴莊之稱也」より「乃无咎也」に至るまで。

○正義に曰はく、「役を興し衆を動かすに、功无きは罪なり」とは、師旅を監臨するには、當に威嚴を以てせば、則ち功勞有りて、乃ち「咎无き」を得べし。若し其れ威嚴を以てせんば、師には必ず功無くして、其の罪有り、故に「役を興し衆を動かすに、功无きは罪なり」と云ふ。

彖曰、「師」衆也。「貞」正也。能以衆正、可以王矣。剛中而應、行險而順、以此毒天下、而民從之、吉又何咎矣。

〔毒猶役也。〕

〔疏〕「彖曰」至「又何咎矣」。

○正義曰、「師、衆也。貞、正也。能以衆正、可以王矣」者、此釋師卦之名、并明用師有功之義。但「師」訓既多、或訓爲法、或訓爲長、恐此「師」名取法之興長、故特明之師訓爲衆也。「貞」爲正也。貞之爲正、其義已見於此、復云「貞正」者、欲見齊衆必須以正、故訓「貞」爲正也。與下文爲首引之勢、故云「能以衆正、可以王矣」。「剛中而應」者、「剛中」謂九二、而「應」謂六五。「行險而順」者、「行險」謂下體坎也、而「順」謂上體坤也。若剛中而无應、或有應而不剛中、或行險而不柔順、皆不可行師得吉也。「以此毒天下、而民從之、吉又何咎矣」者、「毒」猶役也。若用此諸德使役天下之衆、人必從之以得其吉。又何无功而咎責乎。自「剛中」以下釋「丈人吉、无咎」也。言丈人能備此諸德也。

〔復云貞正者〕 ○阮刻本「復云見正者」に誤る。單疏本・広大本・足利八行本は誤らず。

彖に曰はく、「師」は衆なり。「貞」は正なり。能く衆を以て正さば、以て王たるべし。剛中にして應じ、險を行ひて順、此を以て天下を毒して、民之れに従ふは、吉にして又た何の咎かあらん。
〔毒は猶ほ役のごときなり。〕

〔疏〕「彖曰」より「又何咎矣」に至るまで。

○正義曰、「師は衆なり。貞は正なり。能く衆を以て正さば、以て王

たるべし」とは、此れ師卦の名を釋し、並びに師を用ひて功有るの義を明らかにす。但だ「師」の訓は既に多く、或いは訓じて法と爲し、或いは訓じて長と爲せば、此の「師」の名も法と長とに取るかを恐れ、故に特に之れが「師」の訓は「衆」爲るを明らかにす。

「貞」は正と爲すなり。貞の正爲る、其の義已に此に見ゆるに、復た「貞は正なり」と云ふは、衆を齊ふるには必須ず正を以てすべきを見さんと欲し、故に「貞」を訓じて正と爲すなり。下文と首引の勢を爲す、故に「能く衆を以て正さば、以て王たるべし」と云ふ。

「剛中にして應ず」とは、「剛中」は九二を謂ひて、「應」は六五を謂ふ。

「險を行ひて順」とは、「行險」は下體の坎を謂ひ、而して「順」は上體の坤を謂ふなり。若し剛中にして應無く、或いは應有れども剛中ならず、或いは險を行ひて柔順ならざるは、皆な師を行ひて吉を得ざるなり。

「此を以て天下を毒して、民之れに從ふは、吉にして又た何の咎かあらん」とは、「毒」は猶ほ役のときなり。若し此の諸徳を用ひて天下の衆を使役せば、人は必ず之れに從ひて、以て其の吉を得ん。又た何ぞ功无くして咎責あらんや。
「剛中」より以下は「丈人にして吉、咎无し」を釋するなり。丈人の能く此の諸徳を備ふるを言ふなり。

象曰、地中に水有るは、師。君子以て民を容れ衆を畜ふ。

〔疏〕正義曰、「君子以容民畜衆」者、言君子法此師卦、容納其民、

初六、師出以律。否臧凶。

〔爲師之始、齊師者也。齊衆以律、失律則散、故「師出以律」。律不可失。失律而臧、何異於否。失令有功、法所不赦。故師出

畜養其衆。若爲人除害、使衆得寧、此則「容民畜衆」也。又爲師之主、雖尚威嚴、當赦其小過、不可純用威猛於軍師之中、亦是「容民畜衆」之義。所以《象》稱「地中有水」、欲見地能包水、水又衆大、是「容民畜衆」之象。若其不然、或當云「地在水上」、或云「上地下水」、或云「水上有地」、今云「地中有水」、蓋取「容畜」之義也。

象に曰はく、地中に水有るは、師。君子以て民を容れ衆を畜ふ。〔疏〕正義に曰はく、「君子以民を容れ衆を畜ふ」とは、君子此の師卦に法り、其の民を容納し、其の衆を畜養するを言ふ。若し人の爲めに害を除き、衆をして寧を得しむれば、此れ則ち「民を容れ衆を畜ふ」なり。又た師の主と爲り、威嚴を尚ぶと雖も、當に其の小過を赦すべく、純らに威猛を軍師の中に用ふべからざるは、亦た是れ「民を容れ衆を畜ふ」の義なり。

《象》に「地中に水有り」と稱する所以は、地の能く水を包み、水は又た衆大なるを見さんと欲するにて、是れ「民を容れ衆を畜ふ」の象なり。若し其れ然らずんば、或いは當に「地水上に在り」と云ひ、或いは「上地下水」と云ひ、或いは「水上に地有り」と云ふべきも、今「地中に水有り」と云ふは、蓋し「容畜」の義を取ればなり。

不以律、否減皆凶。」

「疏」「初六師出」至「否減凶」。

○正義曰、「初六、師出以律」者、「律」法也。初六爲師之始、是整齊師衆者也。既齊整師衆、使師出之時、當須以其法制整齊之、故云「師出以律」也。「否減凶」者、若其失律行師、无問否之與減皆爲凶也。「否」謂破敗、「減」謂有功。然否爲破敗、即是凶也、何須更云「否減凶」者、本意所明、雖「減」亦凶、「減」文既單、故以「否」配之、欲盛言「減」「凶」不可單言、故云「否之與減、皆爲凶」也。

○注「爲師之始」至「否減皆凶」。

○正義曰、「爲師之始齊師者也」者、以師之初爻、故云「爲師之始」。在師之首、先唱發始、是齊整師衆者也。「失律而減、何異於否」者、若棄失法律、不奉法而行、雖有功而減、「何異於否」也。「失令有功、法所不赦」者、解「何異於否」之義。令則法律也。若失此法令、雖有功勞、軍法所不容赦、故云「何異於否」。然闇外之事、將軍所裁^{*}、臨事制宜、不必皆依君命、何得「有功、法所不赦」者、凡爲師之體、理非一端。量事制宜、隨時進退、此則將軍所制、隨時施行。若苟順私情、故違君命、犯律觸法、則事不可赦耳。(02-09a)

「將軍所裁」 ◎阮刻本「將軍所載」に誤る。單疏本・廣大本・足利八行本

初六、師出づるに律を以てす。否も減も凶なり。

〔師の始を爲すは、師を齊ふる者なり。衆を齊ふるに律を以てし、律を失はば則ち散ず、故に「師出づるに律を以てす」。律は失ふべからず。律を失ひて減きは、何ぞ否に異ならん。令を失ひ

て功有るは、法の赦さざる所なり。故に師の出づるに律を以てせざるは、否も減も皆な凶なり。」

「疏」「初六師出」より「否減凶」に至るまで。

○正義曰、「初六、師出づるに律を以てす」とは、「律」は法なり。初六 師の始を爲すは、是れ師衆を整齊する者なり。既に師衆を整齊し、師をして出ださしむる時は、當に須らく其の法制を以て之れを整齊すべし、故に「師出づるに律を以てす」と云ふなり。

「否も減も凶」とは、若し其れ律を失ひて師を行れば、否と減とを問ふ無く皆な凶爲るなり。「否」は破敗を謂ひ、「減」は功有るを謂ふ。然れども「否」は破敗たたかひりて、即ち是れ凶なるに、何ぞ須らく更に「否も減も凶」と云ふべき者とならば、本意の明らかにする所は、「減」と雖も亦た凶にして、「減」「凶」の文既に單なるが故に「否」を以て之れを配し、「減」「凶」の單言すべからざるを盛言せんと欲し、故に否と減と、皆な凶爲るを云ふなり。

○注の「爲師之始」より「否減皆凶」に至るまで。

○正義曰、「師の始を爲すは、師を齊ふる者なり」とは、師の初爻なるを以て、故に「師の始を爲す」と云ふ。師の首に在りて、先唱して始を發するは、是れ師衆を整齊する者なり。

「律を失ひて減きは、何ぞ否に異ならん」とは、若し法律を棄失し、法を奉じて行はずんば、功有りて減しと雖も、何ぞ否に異ならんや。

「令を失ひて功有るは、法の赦さざる所」とは、「何ぞ否に異ならん」の義を解す。「令」は則ち法律なり。若し此の法令を失はば、功勞有りと雖も、軍法の容赦せざる所なり、故に「何ぞ否に異ならんや」と云ふ。

然れども闇外の事は、將軍の裁する所、事に臨みて宜を制し、必ずしも皆なは君命に依らざるに、何ぞ「功有るも、法の赦さざる所」を得るとなれば、凡そ師の體爲る、理は一端に非ず、事を量り宜を制し、時に隨ひて進退するは、此れ則ち將軍の制する所にして、時に隨ひて施行すればなり。若し苟くも私情に順ひ、故に君命に違ひ、律を犯し法に觸るるは、則ち事の赦すべからざるのみ。

象曰、「師出以律」、失律「凶」也、

〔疏〕正義曰、「失律凶」者、釋「師出以律」之義。言所以必須以律者、以其失律則凶。反經之文、以明經義。

象に曰はく、「師出づるに律を以てし」、律を失はば「凶」なり、

〔疏〕正義に曰はく、「律を失はば凶」とは、「師出づるに律を以てす」の義を釋す。言ふこころは必須^{*}「律を以てす」べき所以は、其の律を失はば則ち凶なるを以てなり。經の文に反して、以て經の義を明らかにす。

九二、在師中、吉、无咎。

王三錫命。

〔以剛居中、而應於五、在師而得其中者也。承上之寵、爲師之主、

任大役重、无功則凶、故「吉」乃「无咎」也。行師得吉、莫善懷邦、邦懷衆服、錫莫重焉、故乃得成命。〕

〔疏〕「九二」至「王三錫命」。

○正義曰、「在師中、吉」者、以剛居中、而應於五、是「在師中吉」

也。「无咎」者、承上之寵、爲師之主、任大役重、无功則凶、故「吉」乃「无咎」。「王三錫命」者、以其有功、故王三加錫命。

○注「以剛居中」至「故乃得成命」。

○正義曰、「在師而得中」者、觀注之意、以「在師中」爲句、其「吉」字屬下。觀《象》之文、「在師中吉、承天寵」者、則似「吉」字屬上。此「吉」之一字上下兼該、故注文屬下、《象》文屬上、但《象》略其

「无咎」之字、「吉」屬「師中」也。「故乃得成命」者、案曲禮云「三賜不及車馬」。一命受爵、再命受服、三命受車馬。三賜三命、而尊之得成、故「乃得成命」也。

○注「以剛居中而應於上」院校 岳本・閻・監・毛本同。古本・足利本「上」作「五」。○足利八行本が「上」字に作るは誤り。「五」字が正しい。

九二、師に在りて中す、吉にして咎无し。王三たび命を錫ふ。

〔剛を以て中に居り、而して五に應ずるは、師に在りて其中を得る者なり。上の寵を受け、師の主と爲り、任は大にして役は重く、功无きは則ち凶なり、故に「吉」にして乃て「咎无き」なり。師を行りて吉を得るは、邦をなづく懷るより善きは莫く、邦は懷き衆の服するは、錫ふこと焉より重きは莫し、故に乃ち成命を得。〕

〔疏〕「九二」より「王三錫命」に至るまで。

○正義に曰はく、「師に在りて中す、吉」とは、剛を以て中に居り、而して五に應ずるは、是れ「師に在りて中す、吉」なり。
「咎无し」とは、上の寵を受け、師の主と爲り、任は大に役は重く、功无きは則ち凶なり、故に「吉」にして乃て「咎无き」なり。

「王三たび命を錫ふ」とは、其の功有るを以て、故に王三たび錫命を加ふ。

○注の「以剛居中」より「故乃得成命」に至るまで。

○正義に曰はく、「師に在りて中を得る」とは、注の意を觀るに、「在師中」を以て句と爲し、其の「吉」字は下に屬す。《象》の文を觀るに、「師に在りて中吉とは、天寵を承く」とは、則ち「吉」字上に屬するに似たり。此の「吉」の一字は上下に兼該す、故に注文は下に屬し、《象》文は上に屬す。但だ《象》は其の「无咎」の字を略し、「吉」を「師中」に屬するなり。

「故に乃ち成命を得る」とは、案するに《曲禮》に「三賜は車馬に及ばず」と云ふ。一命は爵を受け、再命は服を受け、三命は車馬を受く。三たび三命を賜ひて、之れを尊ぶこと成るを得る、「故に乃ち成命を得る」なり。

象曰、「在師中吉」、承天寵也。「王三錫命」、懷萬邦也。

〔疏〕正義曰、「承天寵」者、釋「在師中吉」之義也。正謂承受五之恩寵、故「中吉」也。「懷萬邦」者、以其有功能、招懷萬邦、故被王三錫命也。

象曰、「師に在りて中吉」とは、天寵を承くるなり。「王三たび命を錫ふ」は、萬邦を懷くるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「天寵を承く」とは、「師に在りて中吉」の義を釋するなり。正に五の恩寵を承受するを謂ふ、故に「中吉」なり。

「萬邦を懷くるなり」とは、其の功能有るを以て、萬邦を招懷す、故に王の三錫命を被るなり。

六三、師或與尸。凶。

○正義曰、以陰處陽、以柔乘剛、進無所應、退無所守、以此用師、或有「與尸」之凶。

〔疏〕「六三師或與尸凶」。

○正義曰、「退无所守」者、倒退而下、乘二之剛、己又以陰居陽、是退无所守。

六三、師或いは尸を與_{にな}。凶。

〔疏〕「陰を以て陽に處り、柔を以て剛に乗り、進めば則ち應无く、退くも守る所无く、此を以て師を用ひなば、宜しく「尸を與ふ」の「凶」を獲べし。」

〔疏〕「六三師或與尸凶」。

○正義に曰はく、「陰を以て陽に處り、柔を以て剛に乗り、進めば則ち應无く、退くも守る所无く、此を以て師を用ひなば、或いは「尸を與ふ」の「凶」有り。

○正義曰、「退くも守る所无し」とは、倒退して下り、二の剛に乗り、

己又た「陰を以て陽に處」るは、是れ「退くも守る所無き」なり。

六四、師左に次やどる。咎无し。

象曰、「師或與戸」、大无功也。

「疏」正義曰、「大无功也」者、釋「與戸」之義。以其「與戸」、則「大无功」也。

象に曰はく、「師或いは戸を與ふ」は、大いに功无きなり。

「疏」正義に曰はく、「大いに功无きなり」とは、「戸を與ふ」の義を釋す。其の「戸を與ふ」を以て、則ち「大いに功无き」なり。

六四、師左次。无咎。

「得位而无應、无應不可以行、得位則可以處、故「左次」之、而「无咎」也。行師之法、欲右背高、故「左次」之。」

「疏」「六四師左次无咎」。

○正義に曰はく、六四是位を得るも應无く、應无くば以て行るべからず、位を得ば則ち以て處るべし、故に之れに「左に次り」て、「咎无き」なり。師を行るの法、右は高きを背にするを欲す、故に之れに「左に次る」なり。」

「疏」「六四師左次无咎」。

○正義に曰はく、「師左に次る」より「咎无き」なり。位を得ば則ち以て處るべからず、位を得ば則ち以て處るべし、故に「師左に次る。咎无し」と云ふ。故に師は高險の左に在りて、以て次止せば則ち凶咎无きなり。

○注の「得師」より「故左次之」に至るまで。

○正義に曰はく、「師左に次る」より「咎无き」なり。位を得ば則ち以て處るべからず、位を得ば則ち以て處るべし、故に「師左に次る。咎无し」と云ふ。故に師は高險の左に在りて、以て次止せば則ち凶咎无きなり。

象曰、「左次。无咎」、未失常也。

〔雖不能有獲、足以不失其常也。〕

「疏」正義曰、「未失常」者、釋「无咎」之義。以其雖未有功、未失

常道。

○正義曰、「六四得位而无應、无應不可以行、得位則可以處、故云「師左次。无咎」。故師在高險之左、以次止則无凶咎也。」

○注「行師之法」至「故左次之」。

「兵法欲右背山陵、前左水澤」。

「得師」 ◎阮刻本「行師之法」に作る。單疏本・廣大本・足利八行本に従う。

象に曰はく、「左に次る。咎无し」とは、未だ常を失はざるなり。

〔獲るもの有る能はずと雖も、以て其の常を失はざるに足るなり。〕

「疏」正義に曰はく、「未だ常を失はず」とは、「咎无し」の義を釋

す。其の未だ功有らずと雖も、未だ常道を失はざるを以てなり。

「主」。◎足利八行本も「主」に作る。これに従う。

〔故其宜也〕

〔院校〕

閩・監・毛本同。岳本・宋本・古本・足利本「故」作「固」。

◎足利八行本も「固」に作る。これに従う。

六五、田有禽。利執言。无咎。長子帥師、弟子輿尸、貞凶。

〔處師之時、柔得尊位、陰不先唱、柔不犯物、犯而後應、往必得直、故「田有禽」也。物先犯己、故可以「執言」而「无咎」也。

柔非軍帥、陰非剛武、故不躬行、必以授也。授不得主、則衆不從、故「長子帥師」可也。弟子之凶、固其宜也。〕

〔疏〕「六五田有禽」至「輿尸貞凶」。

○正義曰、「田有禽。利執言」者、柔得尊位、陰不先唱、柔不犯物、犯而後應、往必得直、故往即有功、猶如「田中有禽」、而來犯苗、若往獵之、則無咎過也。人之修田、非禽之所犯。王者守國、非叛者所亂。禽之犯苗、則可獵取。叛人亂國、則可誅之。此假他象以喻人事、故「利執言、无咎」。己不直則有咎。己今得直、故可以執此言、往問之而无咎也。「長子帥師、弟子輿尸、貞凶」者、以己是柔、不可爲軍帥、己又是陰、身非剛武、不可以親行、故須役任長子・弟子之等。若任役長子、則可以帥師。若任用弟子、則軍必破敗而輿尸、是爲正之凶。莊氏云「長子謂九二、德長於人。弟子謂六三、德劣於物」。今案《象》辭云「長子帥師、以中行也」、是九二居中也。「弟子輿尸、使不當也」、謂六三失位也。

○注「往必得直」。

○正義曰、「往必得直」者、見犯乃行、欲往征之、則於理正直、故云「往必得直」。

〔授不得王〕 〔院校〕 閩・監・毛本「王」作「正」。岳本・宋本・古本・足利本作

六五、^{かり}田して禽有り。言を執るに利あり。咎なし。長子 師を帥ゐ、弟子 尸を輿ふ。貞の凶なり。

〔師の時に處り、柔 尊位を得、陰 先唱せず、柔 物を犯さず、犯

して後に應じ、往けば必ず直を得、故に「^{かり}田して禽有る」なり。

物 先づ己を犯す、故に以て「言を執り」て「咎无かる」べきなり。柔は軍帥に非ず、陰は剛武に非ず、故に躬行せず、必ず以て授くるなり。授くるに主を得ずんば、則ち衆は從はず、故に「長子 師を帥ゐる」は可なるも、弟子の凶は、固より其れ宜なり。

〔疏〕「六五田有禽」より「輿尸貞凶」に至るまで。

○正義曰、「^{かり}田して禽有り。言を執るに利あり」とは、柔 尊位を得、陰 先唱せず、柔 物を犯さず、犯して後に應じ、往けば必ず直を得る、故に往けば即ち功有ること、猶ほ田中に禽有りて、來たりて苗を犯し、若し往きて之れを獵すれば、則ち咎過无きが如きなり。人の田を修むるや、禽の犯す所に非ず。王者の國を守るや、叛者の亂する所に非ず。禽の苗を犯すときは、則ち獵取べし。叛人の國を亂るときは、則ち之れを誅すべし。此れ他象を假りて以て人事を喻ふ、故に「言を執るに利あり。咎无き」なり。己 直ならずば則ち咎有り。

己今直を得たり、故に以て此の言を執りて之れを往問して咎无かるべきなり。

「長子 師を帥る、弟子 戸を輿ふ。貞の凶」とは、己は是れ柔なるを以て、軍帥と爲るべからず、己は又た是れ陰、身は剛武に非ざれば、以て親らは行くべからず、故に須らく長子・弟子の等に役任すべし。若し長子に任役せば、則ち以て師を帥るべし。若し弟子を任用せば、則ち軍は必ず破敗して「戸を輿ふ」は、是れ正の凶爲り。

莊氏云ふ、「長子は九二を謂ひ、德人より長す。弟子は六三を謂ひ、德物に劣る」と。今案するに《象》辭に「長子 師を帥るは、中行を以てなり」と云ふは、是れ九二中に居るなり。「弟子 戸を輿ふは、使ふこと當たらざるなり」とは、六三位を失ふを謂ふなり。

○注の「往必得直」。

○正義に曰はく、「往けば必ず直を得」とは、犯さるれば乃ち行き、往きて之れを征せんと欲するは、則ち理に於いて正直なり、故に「往けば必ず直を得」と云ふ。

象曰、「長子帥師」、以中行也。「弟子輿戸」、使不當也。

象曰、「長子 師を帥る」は、中行を以てなり、「弟子 戸を輿ふ」は、使ふこと當たらざるなり。

上六、大君有命。開國承家。小人勿用。

「處師之極、師之終也。大君之命、不失功也。開國承家、以寧邦也。」「小人勿用」、非其道也。」

「疏」「上六大君有命」至「小人勿用」。

○正義曰、「大君有命」者、上六處師之極、是師之終竟也。「大君」謂天子也。言天子爵命此上六、若其功大、使之開國爲諸侯、若其功小、使之承家爲卿大夫。「小人勿用」者、言「開國承家」、須用君子、勿用小人也。

上六、大君命有り。國を開き家を承く。小人は用ふる勿かれ。

「師の極に處るは、師の終なり。「大君の命」は、功を失はざるなり。「國を開き家を承け」、以て邦を寧んずるなり。「小人は用ふる勿かれ」とは、其の道に非ざればなり。」

「疏」「上六大君有命」より「小人勿用」に至るまで。

○正義に曰はく、「大君命有り」とは、上六 師の極に處るは、是れ師の終竟なり。「大君」は天子を謂ふなり。言ふところは天子爵して此の上六に命ずるに、若し其の功の大なれば、之れをして國を開きて諸侯と爲らしめ、若し其の功の小なれば、之れをして家を承けて卿大夫と爲らしむ。

「小人は用ふる勿かれ」とは、「國を開き家を承く」くるには、須らく君子を用ひ、「小人は用ふる勿かる」べきを言ふなり。

象曰、「大君有命」、以正功也。「小人勿用」、必亂邦也。

〔疏〕正義曰、「大君有命、以正功也。」者、正此上六之功也。「小

人勿用、必亂邦也」者、若用小人、必亂邦國、故不得用小人也。

象に曰はく、「大君 命有り」とは、以て功を正すなり。「小人は用ふる勿かれ」とは、必ず邦を亂ればなり。

「疏」正義に曰はく、「大君 命有りとは、以て功を正すなり」とは、此の上六の功を正すなり。

「小人は用ふる勿かれとは、必ず邦を亂ればなり」とは、若し小人を用ふれば、必ず邦國を亂る、故に小人を用ふるを得ざるなり。

☰☷ 坤下
☵☶ 坎上 比、吉。原筮、元永貞、无咎。不寧方來。後夫凶。

「疏」正義曰、「比吉」者、謂能相親比而得其吉。「原筮、元永貞、无咎」者、欲相親比、必能原窮其情、筮決其意、唯有元大永長貞正、乃得无咎。「元永貞」者、謂兩相親比、皆須「永貞」。「不寧方來」者、比^{*}是寧樂之時、若能與人親比、則不寧之方、皆悉歸來。「後夫凶」者、「夫」語辭也。親比貴速。若及早而來、人皆親己、故在先者吉。若在後而至者、人或疎己、親比不成、故「後夫凶」。或以「夫」爲丈夫、謂後來之人也。

「比是寧樂之時」 ◎阮刻本 「比」字を「此」字に誤る。單疏本・廣大本・足利八行本に従う。

比は吉なり。原筮して元永貞ならば、咎无し。寧からざるの方も來たる。後れば夫れ凶なり。

「疏」正義に曰はく、「比は吉」とは、能く相親比しみて其の吉を得るを謂ふ。「原筮して元永貞ならば、咎无し」とは、相親比しまんと欲せば、必ず能く其の情を原窮し、其の意を筮決し、唯だ元大、永長、貞正有るもののみ、乃ち「咎无き」を得るなり。「元永貞」とは、兩つながら相親比しむには、皆な須らく「永貞」なるべきを謂ふ。

「寧からざるの方も來たる」とは、「比」は是れ寧樂の時なれば、若し能く人と親比しまば、則ち寧からざるの方も、皆悉く歸來す。「後れば夫れ凶」とは、「夫」は語辭なり。親比は速きを貴ぶ。若し早きに及びて來たらば、人は皆な己れに親しむ、故に先に在る者は吉なり。若し後に在りて至る者は、人或いは己れを疎んじ、親比は成らず、故に「後れば夫れ凶」なり。

或いは「夫」を以て丈夫と爲すは、後來の人を謂ふなり。
彖曰、比吉也。比輔也。下順從也。「原筮、元永貞、无咎」、以剛中也。

「處比之時、將原筮以求无咎、其唯元永貞乎。夫羣黨相比、而不以「元永貞」、則凶邪之道也。若不遇其主、則雖永貞、而猶未足免於咎也。使永貞而无咎者、其唯九五乎。」

「疏」「彖曰」至「以剛中也」。○正義曰、「比吉也」者、釋親比爲善、言相親比而得吉也。「比輔也」者、釋比所以得吉、由比者人來相助也。「下順從」者、在下之人、順從於上、是相輔助也。謂衆陰順從九五也。自此已上、釋比名爲吉之義。「原筮、元永貞、无咎、以剛中」者、釋「原筮、元永貞、无咎」之義。所以得如此者、以九五剛

而處中、故使比者皆得「原筮、元永貞、无咎」也。

○注「處比之時」至「其唯九五乎」。○正義曰、「將原筮以求无咎、其唯元永貞乎」者、「原」謂原窮比者根本、「筮」謂筮決求比之情、以求久長无咎。「其唯元永貞乎」、「元」大也、「永」長也。爲已有大長貞正、乃能原筮相親比之情、得久長而无咎、謂彼此相親比也。「若不遇其主、則雖永貞、而猶未足免於咎」者、若不逢遇明主、則彼此相求、「比」者雖各懷永貞、而猶未足免離於咎。雖有永貞、而无明主照察、不被上知、相親涉於朋黨、故不免咎也。「使永貞而无咎者、其唯九五乎」者、使「比」者得免咎、保永貞、久而无咎、其唯九五乎。

以九五爲比之主、剛而處中、能識比者之情意、故使比者得保永貞、無凶咎也。

「自此已上」 ◎阮刻本「己」字を「以」字にする。單疏本・廣大本・足利

八行本に従う。以下同様。

象に曰はく、比は吉なり。比は輔なり。下順從するなり。「原筮」して元永貞ならば、咎無き」は、剛中なるを以てなり。

「比の時に處り、將に原筮して以て咎無きを求めるとするは、其れ唯だ元永貞のみなるか。夫れ羣黨は相比しむも、而も「元永貞」を以てせざれば、則ち凶邪の道なり。若し其の主に遇はずば、則ち永貞と雖ども、而も猶ほ未だ咎を免るるに足らざるなり。永貞にして咎無からしむる者は、其れ唯だ九五のみか。」

○正義曰、「比は吉なり」とは、親比を釋して善と爲し、相親比しみ

て吉を得るを言ふなり。「比は輔なり」とは、比の吉を得る所以は、比者の人來たりて相輔助するに由るを釋す。「下順從す」とは、在下の人、上に順從するは、是れ相輔助するなり。衆陰の九五に順從するを謂ふ。此れより已上は、「比」の名づけて吉と爲すの義を釋す。

「原筮して元永貞ならば、咎無きは、剛中なるを以てなり」とは、「原筮して元永貞ならば、咎無き」の義を釋す。此の如きを得る所以は、九五の剛にして中に處るを以て、故に比者をして皆な「原筮して元永貞ならば、咎無き」を得しむるなり。

○注の「處比之時」より「其唯九五乎」に至るまで。

「正義に曰はく、「將に原筮して以て咎無きを求めるとするは、其れ唯だ元永貞のみなるか」とは、「原」は比者の根本を原窮するを謂ひ、「筮」は比を求むるの情を筮決する謂ひ、以て久長の无咎を求むるなり。「其れ唯だ元永貞のみなるか」とは、「元」は大なり、「永」は長なり。己れ大長の貞正を有するが爲めに、乃ち能く相親比しむの情を原筮し、久長にして咎無きを得るにて、彼れ此れ相親比しむを謂ふなり。

「若し其の主に遇はずば、則ち永貞と雖ども、而も猶ほ未だ咎を免るるに足らず」とは、若し明主に逢遇せずば、則ち彼れ此れ相求め、「比」者各の永貞を懷くと雖も、而も猶ほ未だ咎を免れ離るるに足らず。永貞有りと雖も、而も明主の照察すること無く、上知を被らず、相親しむこと朋黨に涉る、故に咎を免れざるなり。

「永貞にして咎無からしむる者は、其れ唯だ九五のみか」とは、比者をして咎を免るるを得、永貞を保ち、久しく咎無からしむるは、其れ唯だ九五のみなるか。九五を以て比の主と爲し、剛にして中に

處り、能く比者の情意を識る、故に比者をして永貞を保ちて、凶咎無きを得しむるなり。

の中に處るを以て、故に上下の羣陰皆な來たりて之に應ず。此の時に於いて、陰比の陽に往き、羣陰未だ其の所を得ず、皆な未だ寧からざるなり。

「不寧方來」、上下應也。

「上下无陽以分其民、五獨處尊、莫不歸之、上下應之、既親且安。

安則不安者託焉、故不寧方所以來、「上下應」故也。夫无者求有、有者不求所與、危者求安、安者不求所保。火有其炎、寒者附之。故己苟安焉、則「不寧方來」矣。」

〔疏〕正義曰、釋「不寧方來」之義。以九五處中、故上下羣陰皆來應之。於此之時、陰往比陽、羣陰未得其所^{*}、皆未寧也。

〔則不寧方來矣〕

〔院校〕

閻·監·毛本同。

岳本作「則不寧之方皆來矣」。

◎足利人行本には「皆」字無し。

「羣陰未得其所」 ◎広大本「所」字を「処」字にする。

「寧からざるの方も來たる」は、上下應ずればなり。

〔上下に陽の以て其の民を分かつ無く、五獨り尊に處り。之に歸せざる莫く、上下之れに應じ、既に親しみ且つ安し。安くば

則ち安からざる者 焉れに託す、故に寧からざるの方所以て來たるは、「上下應」するが故なり。夫れ無き者は有るを求め、有る者は與ふる所を求めず、危き者は安きを求め、安き者は保つ所を求めず。火に其の炎有れば、寒き者之れに附く。故に己れ苟くも安んぜば、則ち「寧からざるの方も來たる」なり。」

〔疏〕正義に曰はく、「寧からざるの方も來たる」の義を釋す。九五

「後夫凶」、其道窮也。

〔將合和親、而獨在後、親成則誅、是以凶也。〕

〔疏〕「後夫凶其道窮也」。○正義曰、釋「後夫凶」。他悉親比、己

獨後來、比道窮困、无人與親、故其凶也。此謂上六也。

○注「將合和親」至「是以凶也」。○正義曰、「親成則誅」者、彼此相比、皆速來爲親、親道已成、己獨在後而來、衆則嫌其離貳、所以

被誅而凶也。

「後れば夫れ凶」とは、其の道窮すればなり。

〔將に合して和親せんとするに、而も獨り後に在り、親成りて則ち誅せらる、是を以て凶なり。〕

〔疏〕「後夫凶其道窮也」。

○正義に曰はく、「後れば夫れ凶」を釋す。他は悉く親比しみ、己れ獨り後れて來たるは、比道窮困し、人の與^{とも}に親しむ无し、故に其れ凶なるなり。此れは上六を謂ふなり。

○注の「將合和親」より「是以凶也」に至るまで。

○正義に曰はく、「親成りて則ち誅せらる」とは、彼れ此れ相比しき、皆な速かに來たりて親を爲し、親道已に成りたるに、己れ獨り後に在りて來たり、衆は則ち其の離貳を嫌ひ、誅せられて凶なる所

以なり。

象曰、地上有水、比。先王以建萬國、親諸侯。

〔「萬國」以比建、「諸侯」以比親。〕

〔「萬國」正義曰、「建萬國、親諸侯」、非諸侯已下之所爲、故特云「先王」也。「建萬國」謂割土而封建之。「親諸侯」謂爵賞恩澤而親友之。

「萬國」據其境域、故曰「建」也。「諸侯」謂其君身、故云「親」也。「地上有水」、猶域中有萬國、使之各相親比、猶「地上有水」、流通相潤及物、故云「地上有水、比」也。

象に曰はく、地上に水有るは、比なり。先王以て萬國を建て、諸侯を親しむ。

〔「萬國」は比を以て建ち、「諸侯」は比を以て親しむ。〕

〔「萬國」正義に曰はく、「萬國を建て、諸侯を親しむ」ことは、諸侯已下の爲す所に非ず、故に特に「先王」と云ふなり。

「萬國を建つ」とは、土を割きて之れを封建するを謂ふ。「諸侯を親しむ」とは爵賞恩澤して之れを親友するを謂ふ。「萬國」は其の境域に據る、故に「建」と曰ふなり。「諸侯」は其の君の身を謂ふ、故に「親」と云ふなり。

「地上に水有る」は猶ほ域中に萬國有るが、とく、之れをして各相親比しましむるは、猶ほ「地上に水有り」て、流通し相潤して物に及ぼすがごとし、故に「地上に水有るは、比なり」と云ふなり。

初六、有孚比之、无咎。有孚盈缶、終來有它吉。

〔處比之始、爲比之首者也。夫以不信爲比之首、則禍莫大焉。故必「有孚盈缶」、然後乃得免比之咎、故曰「有孚比之、无咎」也。〕

處比之首、應不在一、心无私吝、則莫不比之。著信立誠、盈溢乎質素之器、則物終來、无衰竭也。親乎天下、著信盈缶、應者豈一道而來。故必「有他吉」也。〕

〔「疏」「初六有孚」至「有他吉」。〕○正義曰、「有孚比之、无咎」者、處比之始、爲比之首、若无誠信、禍莫大焉。必有誠信、而相親比、終始如一、爲之誠信、乃得无咎。「有孚盈缶、終來有它吉」者、身處比之首、應不在一、心无私吝、莫不比之。有此孚信盈溢質素之缶、以此待物、物皆歸向、從始至終、尋常恒來、非唯一人而已、更有它人並來而得吉、故云「終來有它吉」也。此假外象喻人事也。

○注「應不在一心无私吝」。○正義曰、「應不在一」者、初六无應、是「應不在一」、故「心无私吝」也。若心有偏應、即私有愛吝也。以「應不在一」、故「心无私吝」也。

〔「終來有它吉」〕院校 石經・岳本・錢本・宋本・古本足利本同。閩監・毛本

「它」作「他」。下象傳同。釋文出「有它」、云「本亦作他」。○按「它」「他」古今字。○足利八行本も「它」字に作る。これに従う。疏文も同じ。

初六、孚^{まこと}有りて之れに比しむ、咎无し。孚有りて缶^{はどぎ}に盈つれば、終に來たりて它的吉有り。

〔比の始に處り、比の首と爲る者なり。夫れ不信を以て比の首と

爲さば、則ち禍 焉れより大なるは莫し。故に必ず「孚有りて 缶を盈たし」、然る後に乃ち比の咎を免るるを得、故に「孚有りて之れに比しむ、咎无し」と曰ふなり。比の首に處るは、應一に在らず、心に私吝无くば、則ち之れに比しまざる莫し。

信を著し誠を立て、質素の器に盈溢せば、則ち物 終に來たり、衰竭する无きなり。天下に親しみ、信を著し缶に盈つれば、應する者 岌に道を一にして來たらんか。故に必ず「它吉有る」なり。

「疏」「初六有孚」より「有它吉」に至るまで。

○正義曰、「孚有りて之れに比しむ、咎无し」とは、比の始に處り、比の首と爲り、若し誠信无くんば、禍 焉れより大なるは莫し。必ず誠信有りて、相親比し、終始一の如く、之れが誠信を爲して、乃ち咎无きを得るなり。此の孚信有りて、質素の缶に盈溢し、此を以て物を待たば、物皆な歸向し、始より終に至るまで、尋常に恒に來たり、唯だに一人のみに非ず、更に它人の並び來たる有りて吉を得、故に「終に來たりて它的吉有り」と云ふなり。此れ外象を假りて人事を喻ふるなり。

「孚有りて 缶に盈つれば、終に來たりて它的吉有り」とは、身比の首に處り、應は一に在らず、心に私吝无くば、之れに比しまざるは莫し。

○注の「應不在一、心无私吝」。

○正義曰、「應は一に在らず」とは、初六には應无し、是れ「應は一に在らず」、故に「心に私吝无き」なり。若し心に偏應有らば、即ち私に愛吝有るなり。「應は一に在らざる」を以て、故に心に私吝无きなり。

象曰、比之初六、「有它吉」也。

象に曰はく、比の初六に、「它吉有る」なり。

六二、比之自内。貞吉。

「處比之時、居中得位、而繫應在五、不能來它、故得其自内、貞吉而已。」

「疏」正義曰、「比之自内、貞吉」者、居中得位、係應在五、不能使它悉來、唯親比之道、自在其内、獨與五應、但「貞吉」而已。不如初六「有它吉」也。

六二、之れに比しむこと内自りす。貞しくして吉なり。

〔比の時に處り、中に居りて位を得、而して應に繫かること五に在りて、它を來たす能はず、故に其の 内自りするを得、貞吉なるのみ。〕

「疏」正義に曰はく、「之れに比しむこと内自りす。貞しくして吉」とは、中に居りて位を得、應に係かること五に在りて、它をして悉くは來たらしむる能はず、唯だ親比之道のみ、自ら其の内に在り、獨り五と應じ、但だ「貞吉」なるのみ。初六の「它吉有る」に如かざるなり。

象曰、「比之自内」、不自失也。

「疏」正義曰、「不自失」者、釋「比之自内」之義。不自失其所應之偶、故云「比之自内、不自失」也。

象に曰はく、「之れに比しむこと内自りす」るは、自らは失はざるなり。

「疏」正義に曰はく、「自らは失はず」とは、「之れに比しむこと内自りす」の義を釋す。自らは其の應する所の偶を失はず、故に「之れに比しむこと内自りするは、自らは失はず」と云ふなり。

六三、比之匪人。

〔四自外比、二爲五貞^{*}、近不相得、遠則无應。所與比者、皆非己親、故曰「比之匪人」。〕

〔二爲五應〕

〔院校〕

閔・監・毛本同。岳本・宋本・古本・足利本「應」作「貞」。

按内卦爲貞、作「貞」是也。◎足利八行本も「貞」字を作る。

六四、外比之。貞吉。

〔外比於五、復得其位、比不失賢、處不失位、故「貞吉」也。〕

「疏」正義曰、六四上比於五、故外比也。居得其位、比不失賢、所以「貞吉」。凡下體爲内、上體爲外、六四比五、故云「外比」也。

〔故外比也〕 ◎阮刻本「故」字を「欲」字に誤る。單疏本・廣大本・足利

八行本に従う。

〔四は外より比しみ、二は五の貞爲れば、近くして相得ず、遠きは則ち應无し。與に比しむ所の者は、皆な己が親に非ず、故に「之れに比しむこと人に匪^{あら}ず」と曰ふ。〕

〔六四、外之れに比しむ。貞にして吉なり。〕

〔外五に比しみ、復た其の位を得、比しむこと賢を失はず、處ること位を失はず、故に「貞にして吉」なり。〕

象曰、「比之匪人」、不亦傷乎。

「疏」正義曰、「比之匪人、不亦傷乎」者、言六三所比、皆非己親之人。四自外比、二爲五應、近不相得、遠又无應、是所欲親比、皆非其親、是以悲傷也。

象に曰はく、「之れに比しむこと人に匪^{あら}ざ」るは、亦た傷ましからずや。

「疏」正義に曰はく、「之れに比しむこと人に匪ざるは、亦た傷ましからずや」とは、言ふところは六三の比しむ所は、皆な己が親の人に非ず。四は外より比しみ、一^二は五の應爲れば、近くして相得ず、遠きも又た應無し、是れ親比しまんと欲する所、皆な其の親に非ず、是^二を以て悲傷するなり。

「疏」正義曰はく、六四 上は五に比しむ、故に外に比しむなり。

居は其の位を得、比しむこと賢を失はざるは、「貞にして吉」なる所以なり。

凡そ下體を内と爲し、上體を外と爲し、六四 五に比しむ、故に「外に比しむ」と云ふなり。

象曰、外比於賢、以從上也。

「疏」正義曰、九五居中得位、故稱「賢」也。五在四上、四往比之、是「以從上」也。

象に曰はく、外 賢に比しむは、以て上に從ふなり。

「疏」正義に曰はく、九五は中に居りて位を得、故に「賢」と稱するなり。五は四に上に在りて、四 往きて之れに比しむは、是れ「以上に從ふ」なり。

九五、顯比。王用三驅、失前禽。邑人不誠、吉。

〔爲比之主、而有應在二、「顯比」者也。比而顯之、則所親者狹矣。〕

夫无私於物、唯賢是與、則去之與來、皆无失也。夫三驅之禮、禽逆來趣己則舍之、背己而走則射之、愛於來而惡於去也。故其所施、常「失前禽」也。以「顯比」而居王位、用三驅之道者也。

故曰、「王用三驅、失前禽」也。用其中正、征討有常、伐不加邑、動必討叛、邑人无虞、故不誠也。雖不得乎大人之吉、是「顯比」

之吉也。此可以爲上之使、非爲上之道。」

「疏」九五顯比」至「邑人不誠吉」。○正義曰、五應於二、顯明比道、不能普偏相親、是比道狹也。「王用三驅、失前禽」者、此假田獵

之道、以喻「顯比」之事。凡三驅之禮、禽向己者則舍之、背己者則射之、是失於「前禽」也。顯比之道、與己相應者則親之、與己不相應者則疎之、與三驅田獵、愛來惡去相似、故云「王用三驅、失前禽」也。言「顯比」之道似於此也。「邑人不誠、吉」者、雖不能廣普親比於自己相親之處、不妄加討罰、所以己邑之人、不須防誠而有吉也。

至于「邑人不誠」而爲「吉」、非是大人弘闊之道、不可爲大人之道、但可爲大人之使。

○注「爲比之主」至「非爲上之道」。○正義曰、「去之與來、皆无失」者、若比道弘闊、不偏私於物、唯賢是親、則背己去者、與來向己者、皆悉親附无所失也。言去亦不失、來亦不失。夫「三驅」之禮者、先儒皆云「三度驅禽而射之也」。三度則已、今亦從之、去則射之。褚氏諸儒皆以爲「三面著人驅禽」。必知「三面」者、禽唯有背己、向己、趣己、故左右及於後皆有驅之。「愛於來而惡於去」者、來則舍之、是愛於來也。去則射之、是惡於去也。「故其所施、常失前禽」者、言獨比所應、則所比爲失。如三驅所施、愛來憎去、則失在前禽也。「用其中正、征討有常、伐不加邑、動必討叛」者、此九五居中得正、故云「用其中正」也。心既中正、不妄喜怒、故征伐有常也。所伐之事、不加親己之邑、興師動衆、必欲討其叛逆。二以其「顯比」、親者伐所不加也。叛者必欲征伐也。云「雖不得乎大人之吉、是顯比之吉」者、以《象》云「顯比之吉」、其比狹也。若「大人之吉」、則比道弘通也。

「可以爲上之使、非爲上之道」者、九五居上之位、若爲行如此、身

雖爲王、止可爲上使之人、非是爲王之道、故云「非爲上之道」。

「邑人不誠」 阮校 岳本・閻監・毛本同。石經初刻作「戒」、後改。下句

同

「非爲上道也」 阮校 「補」岳本・錢本・宋本足利本作「非爲上之道」。古本作「非爲上之道也」。案正義標起止作「非爲上之道」、又曰「非爲上之道者」、又「故云非爲上之道」、則正義本作「非爲上之道」是也。◎足利八行本も「非爲上之道」を作る。

「今亦從之去則射之」 阮校 蘆文弨云、此八字乃衍文。◎蘆說が妥當と思われるが、原文のままとした。

「五以其顯比親者」 阮校 閻監・毛本同。錢本・宋本「五」作「二」。◎單疏本・廣大本・足利八行本も「二」字を作る。これが正しい。

九五、比を顯らかにす。王三驅を用ひて、前禽を失ふ。邑人誠めず、吉なり。

〔比の主爲りて、應の二に在る有るは、「比を顯らかにする者なし。比しみて之れを顯らかにせば、則ち親しむ所の者は狹し。夫れ物に私する無く、唯だ賢にのみ是れ與せば、則ち去ると來たると、皆な失ふ无きなり。夫れ三驅の禮、禽逆へ來たりて己に趣かば則ち之れを舍し、己に背きて走らば則ち之れを射るは、來たるを愛して去るを惡めばなり。故に其の施す所は、常に「前禽を失ふ」なり。「比を顯らかにする」を以てして王位に居り、三驅の道を用ふる者なり。故に「王三驅を用ひて、前禽を失ふ」と曰ふなり。其の中正を用ひ、征討に常有り、伐は邑に加へず、動くは必ず叛を討ち、邑人に虞れ无し、故に誠めざるなり。大

人の吉を得ずと雖も、是れ「比を顯らかにする」の吉なり。此れ以て上の使と爲すべく、上と爲すの道に非ず。」

○正義に曰はく、五は二に應じ、比道を顯明にするも、普偏く相親

しむ能はざるは、是れ比道狭ければなり。「王三驅を用ひて、前禽を失ふ」とは、此れ田獵の道を假りて、以て「顯比」の事に喻ふ。凡そ三驅の禮、禽の己れに向かふ者は則ち之れを舍し、己に背く者は則ち之れを射るは、是れ「前禽」を失ふなり。「顯比」の道、己れと相應する者は則ち之れに親しみ、己れと相應ぜざる者は則ち之れを疎んずること、三驅の田獵に、來たるを愛し去るを惡むと相似たり、故に「王三驅を用ひて、前禽を失ふ」と云ふなり。「顯比」の道、此に似たるを言ふなり。

「邑人誠めず、吉なり」とは、廣く普く自己の相親の處に親比しむ能はずと雖も、妄りには討罰を加へず、己が邑の人の、防誠を須ひずして吉有る所以なり。「邑人誠めず」して「吉」と爲すに至りては、是れ大人弘闊の道に非ざれば、大人の道と爲すべからず、但だ大人の使と爲すべし。

○注の「爲比之主」より「非爲上之道」に至るまで。

○正義に曰はく、「去ると來たると、皆な失ふ无し」とは、若し比道の弘闊、物に偏私せず、唯だ賢のみ是れ親しまば、則ち己れに背きて去る者と、來たりて己れに向かふ者と、皆悉く親附して失ふ所无きなり。言ふこころは去るも亦た失はず、來たるも亦た失はざるなり。

夫れ「三驅」の禮とは、先儒皆な「三度禽を驅りて之れを射るな

り」と云ふ。三度せば則ち已め、今亦た之れに従ひ、去らば則ち之

れを射る。褚氏諸儒は皆な以爲へらく「三面に人を著けて禽を驅る」

と。必ず「三面」なるを知るは、禽は唯だ己れに背く、己れに向か

ふ、己れに趣く有るのみ、故に左右及び後に於いて皆な之れを驅る

有るなり。

「來たるを愛して去るを惡む」とは、來たるは則ち之れを舍すは、^ゆ是れ來たるを愛するなり。去るは則ち之れを射るは、是れ去るを惡むなり。

「故に其の施す所は、常に前禽を失ふ」とは、言ふこころは獨り應する所に比しむは、則ち比しむ所を失と爲すなり。如し三驅の施す所、來たるを愛して去るを憎まば、則ち失は前禽に在るなり。

「其の中正を用ひ、征討に常有り、伐は邑に加へず、動くは必ず叛を討つ」とは、此の九五中に居りて正を得るが故に「其の中正を用ふ」と云ふなり。心既に中正なれば、妄りには喜怒せず、故に征伐に常有るなり。伐つ所の事、己れに親しむ邑に加へず、師を興し衆を動かすには、必ず其の叛逆を討たんと欲す。二は其の「顯比」を以て、親しむ者には伐を加へざる所なり。叛く者は必ず征伐せんと欲するなり。

「大人の吉を得ずと雖も、是れ顯比の吉なり」と云ふは、《象》に「顯比の吉」と云ふは、其の比狹なるを以てなり。「大人の吉」の若きは、則ち比道弘く通ずるなり。

「以て上の使と爲すべく、上の道と爲すに非ず」とは、九五上の位に居り、若し行を爲すこと此の如くんば、身は王爲りと雖も、止だ上使の人と爲るのみなるべく、是れ王の道爲るに非ず、故に「上

の道と爲すに非ず」と云ふ。

象曰、「顯比」之吉、位正中也。金逆取順、「失前禽」也。「邑人不誠」、上使中也。

「疏」「顯比之吉」至「上使中也」。○正義曰、「顯比之吉、位正中」者、所以「顯比」得「吉」者、以所居之位正而且中、故云「顯比之吉」。「舍逆取順、失前禽也」者、禽逆來向己者、則舍之而不害禽、順去背己而走者、則射而取之、是「失前禽」也。「邑人不誠、上使中也」者、釋「邑人不誠」之義。所以己邑之人、不須防誠、止由在上九五之使得其中正之人、伐不加邑、動必討叛、不橫加无罪、止由在上使中也。「中」謂九五也。此九五雖不得爲王者之身、堪爲王者之使、以居中位、故云「上使中」也。

〔顯比之吉、位正中〕 ○阮刻本「正」字を「在」字に誤る。

象に曰はく、「顯比」の吉は、位正中ればなり。逆を舍て順を取るは、「前禽を失ふ」なり。「邑人誠めざるは」、上中を使へばなり。

「疏」「顯比之吉」より「上使中也」に至るまで。

○正義に曰はく、「顯比の吉は、位正中ればなり」とは、「顯比」の「吉」を得る所以は、居る所の位正にして且つ中なるを以て、故に「顯比の吉」と云ふ。

「逆を舍て順を取るは、前禽を失ふなり」とは、禽の逆へ來たりて己れに向かふ者は、則ち之れを舍して禽を害はず、順ひ去りて己

れに背きて走る者は、則ち射て之れを取る、是れ「前禽を失ふ」なり。

「邑人誠めざるは、上中を使へばなり」とは、「邑人不誠」の義を釋す。己が邑の人の、防誠を須ひざる所以は、止だ在上九五の中正の人を得しむるに由るのみにて、伐をば邑に加へず、動かば必ず叛を討ち、横^{ほし}ままには无罪に加へざるは、止だ在上の中を使ふに由るのみ。「中」とは九五を謂ふなり。此の九五は王者の身爲を得ずと雖も、王者の使爲るに堪へたり。中位に居るを以て、故に「上中を使ふ」と云ふなり。

上六、比之无首、凶。

「[無首]後也。處卦之終、是後夫也。親道已成、无所與終、爲時所棄、宜其凶也。」

「疏」正義曰、「无首、凶」者、謂无能爲頭首。它人皆比、己獨在後、衆人所棄、宜其凶也。

〔无首後已〕 阮校 「補」毛本「已」作「也」。◎足利八行本も「也」字に作る。

上六、之れに比しむに首无し、凶。

「[首無き]は後るればなり。卦の終に處るは、是れ後夫なり。親道已に成るも、與に終ふる所無く、時の棄つる所と爲るは、宜しく其れ凶なるべきなり。」

「疏」正義に曰はく、「首无し、凶」とは、能く頭首と爲る无きを謂ふ。它人皆な比しむに、己れ獨り後に在るは、是れ人に親比しむに、能く頭首と爲る无きなり。它人皆な比しみ、親道已に成るに、己れ獨り後に在りて、衆人の棄つる所となるは、宜しく其れ凶なるべきなり。

象曰、「比之无首」、无所終也。

「疏」正義曰、「无所終」者、釋「比之无首」。既不能爲比之初首、被人所棄、故无能與之共終也。

象に曰はく、「之れに比しむに首无し」とは、終る所无きなり。

「疏」正義に曰はく、「終る所无し」とは、「之れに比しむに首无し」を釋す。既に比の初首と爲る能はず、人の棄つる所となる、故に能く之れと共に終はる无きなり。